

産商第171号

平成21年12月11日

株式会社ケーヨー

代表取締役 醍醐茂夫 様

京都市長 門川 大作

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成21年5月29日付けで届出のあった大規模小売店舗について大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーヨーデイツー七条店

京都市下京区七条御所ノ内町45番地外

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示 第16号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施により、周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

来退店客車両の円滑な入退店を確保するため、駐車区画を適切に運用されることを含め、より安全な駐車場運営に努めることが望まれます。

## 意見理由

### 1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、都市計画法上の工業地域に立地している。

周辺の状況としては、店舗北側には府道梅津東山七条線を隔てて商業施設及び住宅等、東側には商業施設及び住宅、南側には事業所及び住宅、西側には農地及び住宅が立地している。

### 2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に係る説明会については、変更内容が周辺環境に与える影響が少ないと判断し、京都市大規模小売店舗立地法施行細則第3条第1項の規定に基づき、説明会開催不要認定を行ったため、開催していない。

ただし、当該商業施設において届出内容の概要を掲示した。

### 3 意見書

法第8条第2項の規定による意見書の提出はなかった。

### 4 市の見解

今回の変更が、営業時間及び荷さばきを行うことができる時間帯等の短縮であることから、変更に伴う周辺地域の生活環境への影響は少ないと判断される。

なお、来退店客車両の円滑な入退店を確保するため、駐車区画を適切に運用されることを含め、より安全な駐車場運営に努めることが望まれる。